

2 各種手当について

(1) 障害児福祉手当

該当者	支給額	持参	申請先
20歳未満で、常時介護を必要とする身体障がい(1・2級のいちぶ)のあるかた、又は身体・知的・精神の障がいがそれと同じ程度の状態にあるかた	げつがく 月額 15,690円	<ul style="list-style-type: none"> 各種障害者手帳 診断書 ・ 預金通帳 年金の証書など 保護者の所得証明書(収入をかくにん確認できないとき) マイナンバーのわかるもの 	ふくしかかり福祉係

[非該当]・障がいを理由とする他制度からの給付を受けている ・ 施設等に入所している
 ・ 所得が一定以上あるとき

※ 支給額は、令和6年4月1日現在の月額で、今後改定される場合があります。

(2) 特別障害者手当

該当者	支給額	持参	申請先
20歳以上で、常時特別の介護を必要とする重度の心身障がいのあるかた(国民年金の1級がじゅうふく または身体・知的・精神の重複)又は身体・知的・精神の障がいがそれと同じ程度の状態にあるかた	げつがく 月額 28,840円	<ul style="list-style-type: none"> 各種障害者手帳 診断書 ・ 預金通帳 年金の証書など 所得証明書(収入をかくにん確認できないとき) マイナンバーのわかるもの 	ふくしかかり福祉係

[非該当]・施設等に入所している ・ 3カ月を越える継続した入院
 ・ 所得が一定以上あるとき

※ 施設入所に該当しない場合もあるため、詳しくはお問い合わせください。

※ 支給額は、令和6年4月1日現在の月額で、今後改定される場合があります。

(3) 特別児童扶養手当

該当者	支給額	持参	申請先
20歳未満で監護を必要とする障がい児を扶養しているかた	1級月額 55,350円	各種障害者手帳 診断書 預金通帳 年金の証書など 所得証明書(収入を確認できないとき) 戸籍謄本 マイナンバーのわかるもの 身分証明書	子ども かていがかり 家庭係
身体障がい1・2級及び重度知的障がい並びに同程度の精神障がいのかた	2級月額 36,860円		

[非該当]・施設等に入所している・対象児童が障がいを理由とする年金を受けるとき
 ※ 支給額は、令和6年4月1日現在の月額で、今後改定される場合があります。

(1) から (3) における手当申請用の診断書は、一般の診断書とは異なりますので、必要とされる方は、事前にご相談ください。

(4) 児童扶養手当

該当者	支給額	持参	申請先
児童の父または母が一定の障がい(障がい等級2級程度)の状態にあり、その児童を監護する父、母又は養育しているかた	児童一人 10,740円～45,500円 (世帯の所得に応じた額) 児童二人目 5,380円～10,750円の加算 (世帯の所得に応じた額) 児童三人目以降 一人につき 3,230円～6,450円 の加算 (世帯の所得に応じた額)	診断書 預金通帳 年金手帳など マイナンバー のわかるもの	福祉係

※ 支給額は、令和6年4月1日現在の月額で、今後改定される場合があります。

